

武器輸出緩和 殺傷兵器は容認できぬ

国際紛争を助長する武器の輸出はしない。この辺に憲法で平和主義を掲げる国は、根幹である。殺傷能力のある武器の提供に道を開く」いは、長年守ってきた原則に背くものであり、容認できない。

防衛装備移転三原則の運用指針見直しに向けた、自民・公明両党の実務者協議が始まった。

政府が昨年末に改定した国家安全保障戦略が、移転の「推進」を掲げ、検討を求めていた。

現在の運用指針では、「安全保険面での協力関係がある国」に輸出できる装備品を、救難、輸送、警戒、監視、掃海の5分野に限っている。これに地雷除去や教育訓練などを加えようと、議論は理解できる。

しかし、戦闘機や護衛艦など殺傷能力のある武器に対象を拡大しようという、政府や自民党内の意見にはくみしない。日本は戦後、海外への支援は非軍事

に徹し、武器輸出を厳しく自制してきた。平和国家として積み上げてきた信用や外交上の強みを失うことになりかねない。

政府は武器輸出を通じて、友

好国と安保上の協力関係が深まり、力による一方的な現状変更の抑止につながるといふ。念頭にあるのは中国であり、殺傷能力のある武器の提供にまで踏み込めば、かえって地域の緊張を高める恐れがある。

自民党は昨年4月の安保提言

ウクライナ訪問の際、「日本は「日本の支援」を続けると表明した。復興や民生の分野で力を尽くすべきだ。

武器輸出拡大のもう一つの狙

いは、防衛産業の維持・強化だ。納入先が自衛隊だけでは、量産効果によるコストダウンは図れず、生産基盤も守りきれないといふわけだ。平和国家としての原則を損なうことなく、防衛産業を支える方策にこそ、知恵を絞らなければならない。

中で、ウクライナを例に挙げ、「国際法違反の侵略を受けている国」と「幅広い分野の装備」を渡せるよう政府に検討を求めた。ウクライナには防弾チョッキやヘルメットなどを送っているが、殺傷能力のある武器を愈頭に置いたものだ。

抑止のためではなく、戦場でただちに使われる」と前提にした武器の供与は、三原則の精神とは相いれない。岸田首相は

連動している」とにも注意を払う必要がある。途上国の軍を支援する政府安全保障能力強化支援(OSA)も、国会で審議中の防衛産業支援法案に盛り込まれた輸出を後押しする仕組みも、三原則の運用が変われば、それに応じて中身が変わる。殺傷能力のある武器が解禁されば、その影響は広範に及ぶことも踏まえねばならない。